

「佐賀県暴力団排除条例」の一部改正(案)について

1 現行条例の概要

佐賀県暴力団排除条例は、暴力団が県民の生活及び社会経済活動に介入し、暴力及びこれを背景とした資金獲得活動によって県民等に多大な脅威を与えている状況に鑑み、暴力団の排除に関する基本的施策等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって県民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的に、平成24年1月1日に施行されました。

それ以降、社会情勢の変化に伴い、施行後5回にわたり必要な改正を行ってきています。

2 改正趣旨

本県では、佐賀県暴力団排除条例において、暴力団事務所の開設運営規制や利益供与の禁止など、暴力団排除の基本的施策等を定めることにより、暴力団排除を推進しているところです。

今般、近年の暴力団を取り巻く情勢の変化に的確に対応し、暴力団排除の取組を更に実効あるものにし、県民等が安心して暮らせる安全な佐賀県を構築するため、佐賀県暴力団排除条例の一部を改正することを検討しています。

3 改正要点

- (1) 暴力団事務所の開設及び運営の禁止に対する規制の拡大
- (2) 他人の名義利用に対する規制の新設
- (3) 暴力団排除特別強化地域の禁止行為の新設
- (4) (1)及び(3)に関する罰則並びに(2)に関する行政指導等の新設